

別記第三十一号の四様式(第七条、第二十条、第四十四条関係)

日本国政府法務省

指 定 書
DESIGNATION

氏 名
Name

CASTEN RENEBOY MAHINAY

国籍・地域
Nationality/Region

フィリピン

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の
特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号
に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関
及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私の機関

氏名又は名称: 株式会社小松工業

所在地: 神奈川県川崎市中原区上小田中7-15-6

・特定産業分野: 建設

(参考)

従事する業務区分は、土木(指導者の指示・監督を受けながら、土木
施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事)及び建築(指導
者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転
又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事)とする。

8. FEB. 2024

日本国法務大臣
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT